

事例等を踏まえた宿泊税の検討について

令和6年（2024年）2月7日開催 第3回熊本市宿泊税検討委員会

事例等を踏まえた宿泊税の検討について

1	第2回検討委員会でいただいたご意見	・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
2	第2回検討委員会でいただいたご意見（目的について）	・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
3	第2回検討委員会でいただいたご意見（用途について）	・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
4	第2回検討委員会でいただいたご意見（制度について）	・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
5	宿泊税導入自治体の事例の整理（前回検討の続き）	・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
6	その他検討が必要な事項（課税要件）	・・・・・・・・・・・・・・・・ P15
7	税収額の試算	・・・・・・・・・・・・・・・・ P18

1 第2回検討委員会でいただいたご意見

(1) 宿泊税に係る課題について

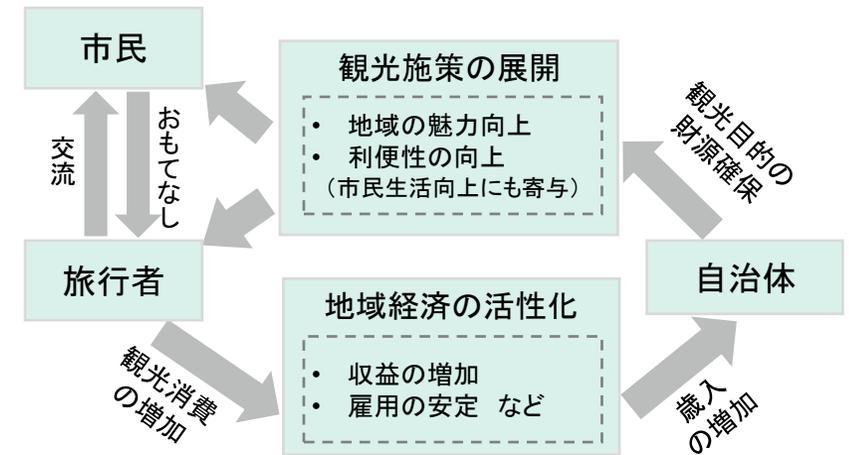
- 「用途の明確化や検証が不十分である」ことを課題としているところが多くみられることから、熊本市において宿泊税を導入する場合は、そもそもの目的や用途を明確化し、宿泊事業者や宿泊者の理解を得ることが大切である。
- 最も大きな課題として認識されているのは「特別徴収義務者の事務負担」であり、制度の検討においては、いかに特別徴収義務者の事務負担の軽減を図るか、という視点が必要である。
- 宿泊事業所が宿泊税を徴収する際、宿泊税を知らない方やインバウンド旅行者に対して、特に宿泊税の説明に多くの労力を要することが懸念されるため、「宿泊税とはなにか」「どのような制度か」等を記載した多言語のリーフレットや表示板を用意するなど、事業所の説明に係る労力を極力軽減できるようなツールの検討が必要である。

(1) 宿泊税の検討を行う目的について

① 観光分野における新たな財政需要

- 全国的に人口減少が進み、地域の経済産業活動の縮小が懸念される中、交流人口を拡大させ、波及効果の裾野が広いことから地域経済の活性化に大きく貢献する「観光振興」の重要性が高まっている。
- 本市の観光は、新型コロナウイルスにより大きな影響を受けたが、令和4年（2022年）からは回復傾向が見られており、今後は、旅行需要全体の早期回復とさらなる発展を目指す必要がある。
- 全国的なインバウンドの増加やTSMCの進出等により、本市への外国人観光客数の増加も期待される中、多様化する旅行者のニーズを適切にとらえ、受入環境の向上や観光コンテンツの拡充等、旅行者が快適に過ごせるような観光まちづくりに資する施策を展開していく必要がある。

観光施策の展開による地域経済の好循環のイメージ



② 熊本市の財政状況と新たな財源確保の必要性

- 本市の人口は、令和2年（2020年）国勢調査で減少に転じており、将来的にも人口が減少していくと考えられ、市税収入の減少の可能性等が懸念される中、観光施策を継続的に展開していくための安定的な財源確保について検討が必要である。

3 第2回検討委員会でいただいたご意見(用途について)

(1) 宿泊事業者・旅行者へのアンケート調査結果について

【観光情報の発信】

- ・デジタルサイネージの設置等は、用途として分かりやすい。
- ・熊本城天守閣内部の表示について、多言語化が必要。

【目的地までの移動の円滑化】

- ・旅行者の具体的なニーズを把握しながら進めた方がよい。

【快適で安心・安全な滞在環境の構築】

- ・宿泊施設の受入環境整備支援についても検討が必要。

【観光資源の魅力向上】

- ・熊本城、新町古町、水前寺などの様々な観光資源を連動させて、宿泊の促進や満足度の向上を図る取り組みが必要。

【誘客の促進】

- ・効果の明確化が難しい点が課題。

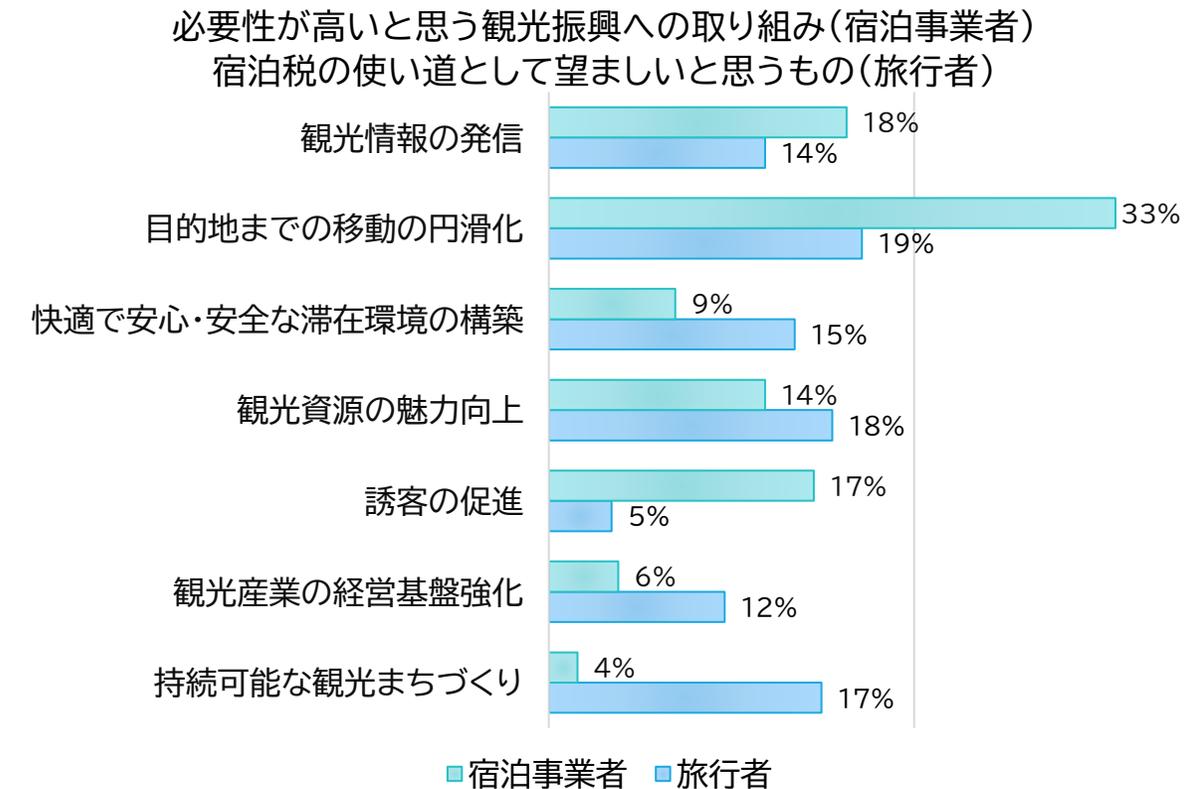
【観光産業の経営基盤強化について】

- ・観光産業の人手不足の解消に向けて、採用や人材育成等の取り組みが必要。

【用途全体について】

- ・財源の規模も考慮し、中途半端な取り組みにならないよう留意する必要がある。
- ・単年度ではなく、全体の期間についても考慮する必要がある。
- ・既存の財源とは区別して、宿泊税の活用により具体的に何を実現できたのかを明確化・見える化する必要がある。
- ・熊本市観光マーケティング戦略と連動していくのが効率的ではないか。

○ 宿泊事業者・旅行者へのアンケート結果



3 第2回検討委員会でいただいたご意見(使途について)

(2) 宿泊税を財源とする事業について

① 熊本市観光マーケティング戦略に基づく事業に優先順位を設けて充当する

宿泊税の利用目的は「観光振興」であり、その活用にあたっては中長期的なビジョンのもと計画的に行う必要があるため、熊本市の観光振興への取組を強化していくための指針である「熊本市観光マーケティング戦略」に基づく事業への充当が適当である。

また、旅行者の滞在環境の向上、誘客の促進、観光資源の魅力向上など、優先順位を設けて取り組む必要がある。

熊本市観光マーケティング戦略の基本方針

方針1 世界に選ばれる観光都市・熊本の創造

方針2 訪れる人に優しい滞在環境の構築

方針3 強みをいかした戦略的な誘客促進

方針4 観光振興を通じた熊本市の活性化

② 使途を明確化し、新規事業及び既存事業の拡充を中心に充当する

宿泊税を活用する事業については、受益と負担の関係性が納税者（旅行者）にとって明確である必要がある。したがって、新規事業及び既存事業の拡充、又はそれらの効果的な継続に資する事業に充当し、単純な振替をしないことが適当である。

3 第2回検討委員会でいただいたご意見(使途について)

参考① 本市における観光振興への取組(令和5年度(2023年度))

単位:千円

施策項目	取組内容	予算額	うち一般財源
①観光情報の発信	観光案内所の運営	34,536	33,748
	観光ガイドによる観光案内	7,430	7,430
	地域通訳案内士制度の導入	2,000	2,000
	案内サインの建替・維持補修	1,703	1,703
	観光サイトによる情報発信	8,000	8,000
	観光パンフレットの作成	9,200	9,200
	計①		62,869
②快適で安心・安全な滞在環境の構築	Wi-Fi環境の提供(しろめぐりん、市電)	9,297	5,090
	観光施設の維持管理(峠の茶屋資料館等)	9,977	9,229
	計②	19,274	14,319
③観光資源の魅力向上	熊本城シャトルバスの運行	25,700	25,700
	桜の馬場観光交流施設の管理運営	189,674	189,674
	熊本城におけるおもてなし事業	57,927	57,927
	計③	273,301	273,301

3 第2回検討委員会でいただいたご意見(用途について)

参考① 本市における観光振興への取組(令和5年度(2023年度))

単位:千円

施策項目	取組内容	予算額	うち一般財源
④誘客の促進	インバウンドの誘客	21,800	18,800
	国内旅行客の誘客	8,400	8,400
	九州都市間での連携によるプロモーション	14,280	14,280
	夜の魅力を活用したプロモーション	30,000	30,000
	周遊コースの造成によるプロモーション	15,000	15,000
	観光マーケティング戦略の策定	30,000	30,000
	熊本国際観光コンベンション協会による観光客誘致	23,270	23,270
	MICEの推進	100,360	84,860
	温泉等の観光振興	5,045	5,045
		計④	248,155
合計(①+②+③+④)		603,599	579,356

3 第2回検討委員会でいただいたご意見(使途について)

参考② 本市における今後必要となる観光振興への取組例

施策項目	想定される主な新規・拡充事業
①観光情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・観光案内所の機能強化 ・パンフレットや案内サインやデジタルサイネージ等の、内容や外国人観光客にも分かりやすい表記等の充実 ・SNSや観光サイトを活用した旅行者に役立つ情報の発信
②目的地までの移動の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設間の交通アクセスに関する案内の充実(目的地までの最適な移動手段や利用方法、発着時刻等) ・MaaSの普及推進 ・移動手段の多様化による二次交通の充実
③快適で安心・安全な滞在環境の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルツーリズムの推進 ・歩行空間の整備等による、歩いて楽しめる都市空間の創出 ・キャッシュレス決済の導入、普及の推進 ・MICE開催に係るサステナブル対応の推進 ・危機事象発生時における情報入手や旅行者への発信体制の整備
④観光資源の魅力向上	<ul style="list-style-type: none"> ・肥後細川文化、宮本武蔵、西南戦争等の歴史背景を踏まえ、関連施設やコンテンツをストーリーで結び付ける「くまもと魅力ストーリー(仮称)」の作成 ・各エリアの主要観光施設における一体的なイベントの開催や情報発信 ・水前寺江津湖公園や金峰山の自然をいかしたアクティビティ体験コンテンツ開発

3 第2回検討委員会でいただいたご意見(使途について)

参考② 本市における今後必要となる観光振興への取組例

施策項目	想定される主な新規・拡充事業
⑤誘客の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケットリサーチの継続的な実施による旅行動向等の把握 ・ターゲット層や旅行行動ごとに適した媒体・手法による広報 ・市場調査、分析に基づく戦略的なMICEの誘致 ・熊本ファンと連携したプロモーションの推進
⑥観光産業の経営基盤強化	<ul style="list-style-type: none"> ・観光産業への就職促進や起業支援、人材育成の支援 ・観光DXや商品開発などの推進 ・宿泊施設の受入環境整備支援 ・特別徴収に係る経費支援
⑦持続可能な観光まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・オーバーツーリズムの防止や抑制への対策の検討 ・町屋等の歴史的建造物の保存活用 ・観光振興がもたらす、地域経済への影響や市民の利便性向上にもつながる取組の理解促進

※本資料は、熊本市観光マーケティング戦略に基づき、想定される主な新規・拡充事業を例示したものです。
各年度の具体的な事業内容については、予算編成時に検討を行います。

4 第2回検討委員会でいただいたご意見(制度について)

(1)他都市事例から見た制度の検討について

<p>税率の設定について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務負担の軽減と宿泊者へのわかりやすさを重視して、シンプルな制度を検討することが望ましい。 ➡免税点は設けず、一律定額で導入し、その後の検証によって必要な見直しを行うことが適当ではないか。
<p>課税免除について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市は修学旅行の宿泊を積極的に誘致している状況とは言えない。 ・課税免除を設けることにより、対象者の確認作業等でフロント業務が煩雑となることが懸念される。 ➡修学旅行等について課税免除制度を設けないことが適当ではないか。
<p>特別徴収義務者の事務負担の軽減について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収交付金は必要であり、交付率や上限を設けるか等は今後検討を要する。また、期限を設けず支給することで安心して徴収事務を行うことができる。 ・システム整備費への助成は、初期費用の準備金として設けたほうが、事業者の理解を得やすいのではないか。その際、助成金の申請手続きは、できる限り簡素な仕組みが望ましい。

4 第2回検討委員会でいただいたご意見(制度について)

(1)他都市事例から見た制度の検討について

○特別徴収義務者の事務負担の軽減

特別徴収義務者の労務や金銭的な負担（イニシャルコスト及びランニングコスト）に対する軽減措置については、以下の2通りの方法のうち、いずれかの方法を採用されている。

長崎市以外の導入自治体	長崎市
①特別徴収交付金制度	①特別徴収交付金制度＋②システム整備費助成制度
①特別徴収交付金制度 【期 限】期限は設けていない 【交付率】納期内納入額の2.5%とする自治体が多い 【交付率の特例】導入から5年間は0.5%を上乗せして交付 【交付上限額】 ・設けている自治体：4団体（設定額50万円～200万円） ・設けていない自治体：2団体	①特別徴収交付金制度 【期 限】設けていない 【交付率】納期内納入額の2.5% 【交付率の特例】なし 【交付上限額】50万円
	②システム整備費への助成制度 【補助率・限度額】 補助率：1/2 限度額：50万円 【補助対象経費】既存のレジシステムの改修、新たなレジシステムの構築、ハードウェア・ソフトウェアの購入等 【申請実績】 約2割
◆イニシャルコスト： 特別徴収交付金の特例（率の上乗せ） ◆ランニングコスト：特別徴収交付金	◆イニシャルコスト： システム整備費への助成制度 ◆ランニングコスト：特別徴収交付金

4 第2回検討委員会でいただいたご意見(制度について)

(1)他都市事例から見えた制度の検討について

○特別徴収交付金の試算(2.5% / 3.0% / 5.0%)

交付率	2.5%	3.0%	5.0%
税収額 (年間)	7,300,000円		
交付金額 (年額)	182,500円	219,000円	365,000円
交付金額 (月額)	15,200円	18,250円	30,400円

(積算根拠)

- ・ 部屋数100室、1部屋当たり宿泊数は1人で試算
- ・ 税率は一律200円として試算
- ・ 稼働率は100%で試算

5 宿泊税導入自治体の事例の整理(前回検討の続き)

(1)長期滞在者や観光目的以外での来訪者について (n=9)

- 配慮の必要性を検討した結果、一般観光客と同等の扱いとした(5団体)
 - ・ 来訪の目的に関わらず、行政サービスの受益の程度は同等であるため(5団体)
 - ・ 滞在の長短にかかわらず、その期間に応じた量の行政サービスを受けているため(1団体)
 - ・ 目的や滞在期間によって取り扱いを変えることで制度が複雑になり、特別徴収義務者の負担も増えるため(1団体)
 - ・ 修学旅行生やビジネス客が利用するような施設の宿泊客には課税しないよう配慮し、免税点(1人1泊1万円)を設けているため(1団体)

- 検討しなかった(4団体)

5 宿泊税導入自治体の事例の整理(前回検討の続き)

(2)民泊等小規模事業者に対する配慮について (n=9)

➤ 特別徴収に係る事務負担軽減のために配慮している事例があるか

- ・すべての自治体で、申告納入額が一定額を超えない事業者に対し、特別徴収の事務負担軽減措置として、「申告特例制度(※)」を設けている
- ・さらに、同一の特別徴収義務者が経営する宿泊施設について、一定の要件を満たす場合に合算申告を認めている自治体がある

(※)申告特例制度…宿泊税の申告納入実績が一定の金額以下である等、規定の要件を満たす場合には、特別徴収義務者の事務負担軽減と効率化の観点から、申請により3ヶ月分をまとめて申告納入する特例制度

➤ 従業員が常駐していない宿泊施設での徴収方法の事例

- ・(OTAサイト等による)事前決済の際に、宿泊料金と合わせて徴収
- ・施設内に設置した集金BOXにて回収
- ・券売機

5 宿泊税導入自治体の事例の整理(前回検討の続き)

(3)入湯税の改正について (n=6)

- 改正した(1団体)
- 検討した結果、改正しなかった(3団体)
 - ・入湯税を廃止して宿泊税への一本化を検討したが、入湯税は本来課税すべきものとされているため、廃止は難しいという結論に至った(1団体)
 - ・入湯税と宿泊税は、用途・目的・課税客体等が異なる点、また入湯税は市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることは適切であることから、制度改正は行わないこととした(2団体)
- 検討しなかった(2団体)

熊本市	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
1人1日につき …150円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入客】 1人1日につき …100円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入客】 1人1日につき …100円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入客】 1人1日につき …70円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …50円 <u>※宿泊税導入前は、150円</u> 【日帰りの入客】 1人1日につき …50円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入客】 1人1日につき …100円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入客】 1人1日につき …30円

6 その他検討が必要な事項(課税要件)

(1) 課税客体・課税標準・納税義務者について

	東京都	大阪府	京都府 京都市	石川県 金沢市	北海道 倶知安町	福岡県	福岡県 福岡市	福岡県 北九州市	長崎県 長崎市
課税 客体	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設(特区民泊)	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅(民泊)	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅(民泊)	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設(特区民泊)	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設(特区民泊)	長崎県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)
課税 標準	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊料金	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数
納税 義務者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者

- 東京都を除く全ての導入自治体において、民泊への宿泊行為も課税客体としている。
- 全ての導入自治体において、課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊数(または宿泊料金)を課税標準、その宿泊者を納税義務者としている。

6 その他検討が必要な事項(課税要件)

(2) 徴収方法・特別徴収義務者について

	東京都	大阪府	京都府 京都市	石川県 金沢市	北海道 倶知安町	福岡県	福岡県 福岡市	福岡県 北九州市	長崎県 長崎市
徴収方法	特別徴収 特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する	特別徴収 特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する	特別徴収 特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する	特別徴収 特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する	特別徴収 特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する	特別徴収 特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する	特別徴収 特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する	特別徴収 特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する	特別徴収 特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する
特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・国家戦略特別区域法第13条第4項に規定する認定事業者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の経営者（旅館・ホテル等及び民泊） ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者

➤ 全ての導入自治体において、**宿泊税の徴収方法は特別徴収とし、特別徴収義務者は宿泊事業者等となっている。**

6 その他検討が必要な事項(課税要件)

(3) 申告納入期限・課税の期間について

	東京都	大阪府	京都府 京都市	石川県 金沢市	北海道 倶知安町	福岡県	福岡県 福岡市	福岡県 北九州市	長崎県 長崎市
申告納入期限	毎月月末までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能								
課税の期間	条例施行後、5年ごとに見直し	条例施行後、5年ごとに見直し	条例施行後、5年ごとに見直し	条例施行後、5年ごとに見直し	条例施行後、5年ごとに見直し	条例施行後3年、その後5年ごとに見直し	条例施行後3年、その後5年ごとに見直し	条例施行後3年、その後5年ごとに見直し	条例施行後、3年ごとに見直し

- 全ての導入自治体において **申告納入期限は毎月月末までに前月分を納入する** こととしており、一定の要件を満たす場合は、3か月ごとの申告納付が可能としている。
- 全ての導入自治体において、社会情勢の変化や税源の状況、財政需要、納税者の負担等を勘案して、**条例施行後3～5年で見直しを行う** こととしている。

7 税込額の試算

(1) 他都市の税率を本市で適用した場合の税込額の試算について

自治体名	宿泊料金区分	税率	本市における 宿泊者数の割合	税込見込み額
京都市	2万円未満	200円	99.4%	570百万円
	2万円以上5万円未満	500円	0.5%	
	5万円以上	1000円	0.1%	
金沢市	2万円未満	200円	99.4%	569百万円
	2万円以上	500円	0.6%	
福岡市	2万円未満	200円	99.4%	569百万円
	2万円以上	500円	0.6%	
北九州市	一律	200円	100.0%	564百万円
長崎市	1万円未満	100円	77.8%	350百万円
	1万円以上2万円未満	200円	21.6%	
	2万円以上	500円	0.6%	

(積算根拠)

- ・ 令和元年の宿泊者数（282万人）をベースに試算
- ・ 5万円以上の宿泊者数の割合は不明のため、0.1%と仮定して試算